

仮称) 青少年科学館活用基本構想策定事前調査業務提案説明書

1 業務の名称

仮称) 青少年科学館活用基本構想策定事前調査業務

2 本書の目的

札幌市教育委員会が実施する「仮称) 青少年科学館活用基本構想策定事前調査業務」の委託の相手先を選定するための公募型企画提案に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務概要

(1) 背景

青少年科学館は、科学及び科学技術に関する知識の普及啓発を通し、創造性豊かな青少年を育てることを目的に設立された。しかし、開館から 35 年が経過し、施設面の老朽化や展示物の時代遅れ感が目立ち、魅力が低下しており、本来の目的を十分に果たすことができない状況となっている。

一方、札幌市では、産業人材の育成を目指し、様々な体験を含む教育プログラムを充実させることで、創造性や国際感覚を育むなど、子どもたちの経験を豊かにする環境づくりを進めることとしている。

このような状況から、今後の札幌市が目指す人材育成に役立てるよう、青少年科学館に求められる役割や事業の方向性を定め、青少年科学館の活用を図るための基本構想を策定することとしている。

(2) 目的

本調査は、平成 29 年度より策定作業を進める「仮称) 青少年科学館活用基本構想」の事前調査として位置付け実施するものである。

青少年科学館の魅力を上向きさせ、積極的な活用を図るため、現状の展示物及び設備、他都市の状況等を調査・研究し、今後求められる青少年科学館のコンセプト及び運用、整備の方向性を定めることを目的とする。

(3) 業務規模

3, 000 千円 (税抜 2, 777 千円) を上限とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

(4) 履行期間

契約締結日～平成 29 年 3 月 24 日 (金)

4 業務内容

別添1「仕様書」のとおり。

5 参加資格

以下の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27・28年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 企画提案書の提出時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日付け財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。

6 参加手続に関する事項

企画提案に関わる必要書類は、下記のとおり提出すること。なお、これによらない提出書類等は受け付けしないものとする。

(1) 提案説明書等の入手先

提案説明書等は、平成28年10月25日（火）から札幌市公式ホームページ内「教育・文化・スポーツ > 生涯学習・若者支援 > 生涯学習の支援 > 生涯学習支援事業」にて公開する。

URL : <http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/gakushu/shien/>

(2) 提出書類

以下、ア～ウは1部、エ～ケは10部（正本1部、副本9部）を提出すること。

- ア 参加意向申出書兼参加資格確認書（様式1）
- イ 企画提案者概要（様式2）
- ウ 企画提案書（様式3）
- エ 企画提案内容（様式不問）

※別添 2 「企画提案項目」を参考に作成すること。

※企画提案内容の作成にあたっては、A 4 判（8 枚以内）もしくはA 3 版（4 枚以内）とすること。

オ 業務運営体制（様式 4）

カ 業務処理体制図（様式不問）

キ 類似業務等受託実績（様式 5）

ク 業務処理工程表（様式不問）

ケ 積算書（様式不問）

※ 提出書類の文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。

※ エ以外の提出書類の作成にあたっては、紙サイズは原則A 4 判とすること。

※ ケは、積算根拠がわかるように内訳書を添付するなどして作成すること。

なお、本積算額は評価対象とはしない。また、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

(3) 提出方法等

ア 提出方法

下記提出先に持参または郵送により提出すること。

※なお、FAX による提出は受け付けしない。

イ 提出先

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 4 階
札幌市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課 推進担当 菊川

(4) 提出期限

ア 参加意向申出書兼参加資格確認書等（上記(2)ア及びイ）

平成 28 年 11 月 8 日（火）17 時 15 分【郵送の場合は必着】

※申出の無い者からの企画提案は受け付けしない。

イ 企画提案書等（上記(2)ウ～ケ）

平成 28 年 11 月 15 日（火）17 時 15 分【郵送の場合は必着】

(5) 質問の受付及び回答

ア 質問受付期間

平成 28 年 10 月 25 日（火）9 時～平成 28 年 11 月 8 日（火）17 時

イ 方法

本事業に関する質問については、「質問書」（様式 6）にて行うこと。

ウ 提出先

E-Mail 又は FAX で「質問書」を受け付ける。メールでの送付の場合、件名は「青

少年科学館事前調査業務に係る質問」とすること。

なお、E-Mail 又は FAX 以外での質問については対応しない。

Fax:011-211-3873 E-mail : manabi@city.sapporo.jp

エ 回答

質問に対する回答は、原則ホームページで公開する。

URL : <http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/gakushu/shien/>

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものは、質問者に対してのみ回答する。提出期限までに到着しなかった質問書については、原則回答しない。

(6) その他

ア 企画提案に係る一切の費用は企画提案者の負担とする。

イ 提出する提案は1案とする。提出期限後の資料追加及び変更は認めない。

ウ 企画提案内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。

なお、企画提案書に記載した内容は、業務規模内で実施できるものとみなす。

エ 全ての提出された書類は返却しない。

オ 参加意向申出書兼参加資格確認書等を提出した後に申請を取りやめる場合は、取
下願（様式不問）を提出すること。

7 企画提案の審査

提出された企画提案は、「(仮称) 青少年科学館活用基本構想策定事前調査業務企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)において、別添3「評価調書」により審査する。

また、企画提案書の提出後、一次審査(書類審査)を行い、二次審査で企画提案書について発表(プレゼンテーション)する機会を設ける。

(1) 提出書類による一次審査

ア 日時：平成28年11月16日(水) 予定

イ 一次審査通過の企画提案は、3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後速やかに一次審査対象者全員に郵送、FAX 又は E-mail により通知するが、審査の過程は公表しない。

エ 応募者数が3者以下の場合は実施委員長の決定により、一次審査を省略する。一次審査を省略した際の一次審査の結果は、二次審査の実施通知に同封する。

(2) 一次審査通過者を対象とした発表(プレゼンテーション)による二次審査

ア 日時：平成28年11月21日(月) 予定(詳細は参加者に別途通知する。)

- イ 会場：札幌市教育委員会 4階 教育委員会会議室（予定）
 - ウ 実施方法
札幌市の指定した時刻から順次個別に行う。
プレゼンテーション（10分以内）及びヒアリング（15分程度）を予定。
 - エ 企画提案者1者あたりの出席人数は、5名以内とする。
 - オ パソコンの持ち込みは可能とするが、プロジェクター等の使用を希望する場合は事前に担当まで連絡を入れること。
 - カ プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は、取り下げたものとみなす。
 - キ 二次審査の結果は、確定後速やかに二次審査対象者全員に郵送により通知するが、審査の過程は公表しない。
- (3) その他
- ア 実施委員会の審査は、非公開とする。
 - イ 委員が企画提案者と利害関係にある場合、もしくは接触を持った場合、審査に参加できない。
 - ウ 採点は、全委員の合計点をもって行う。

8 契約候補者との協議及び契約

- (1) 実施委員会の審査において、最も高い評価を得た企画提案者を契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案者があるときは、実施委員会で協議の上、選定するものとする。
- (2) 企画提案者が1者となった場合、実施委員会の審査により最低基準点（総合評価の6割）を超えた場合に限り契約候補者として決定する。
- (3) 本業務は、審査によって選定された1者より再度見積書、積算内訳書を徴収の上、随意契約により、契約を締結することを原則とする。
- (4) 選定された企画提案者との交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は、契約候補者の本企画提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、順次2位以降の者を繰り上げて、その者と協議する。
- (5) 企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、選定された契約候補者との交渉の結果、企画提案書の一部を変更することがある。
- (6) 契約手続は、札幌市契約規則の定めるところによる。
- (7) 札幌市は、契約締結後においても受託者が本企画提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

9 権利関係

- (1) この業務の履行のために行う打ち合わせ、資料提供、調査事項等の内容は第三者に漏らさないこと。
- (2) 受託者は、納品した成果品について、受託者が有する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 号から第 28 号までに規定する著作権を成果物の納入とともに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、納品した成果品について、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する著作権人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、委託者に無償譲渡する著作権を委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (5) 受託者は、納品した成果品について、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。

なお、成果品が第三者の著作物である場合には、当該事業の趣旨をふまえ、著作権その他諸権利に関して必要な手続きを行うこととし、手続きの不備によって生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。

- (6) 委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。
- (7) 本業務の成果物が仕様に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

10 その他の留意事項

- (1) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (2) 企画案が採用となった場合、企画内容の一層の充実を図るため、委託者と受託者の協議により、調整する場合がある。

11 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を確定するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

12 失格要件

次の各号に該当する場合は、実施委員会において審査の上、失格となる場合がある。

- (1) 本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない場合。
- (2) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (3) その他、実施委員会において不相当と判断した場合。

13 スケジュール

告示（市 Web サイトに掲載）	平成 28 年 10 月 25 日（火） 9 時（予定）
質問の受付及び回答	平成 28 年 10 月 25 日（火） 9 時から 平成 28 年 11 月 8 日（火） 17 時まで（予定）
参加意向申出書兼参加資格書等提出期限	平成 28 年 11 月 8 日（火） 17 時 15 分（予定）
企画提案書等の提出期限	平成 28 年 11 月 15 日（火） 17 時 15 分（予定）
一次審査（書類審査）の実施	平成 28 年 11 月 16 日（水） 時刻未定（予定）
二次審査（プレゼンテーション）の実施	平成 28 年 11 月 21 日（月） 時刻未定（予定）
審査結果	平成 28 年 11 月 22 日（火） 17 時（予定）

14 問い合わせ先

札幌市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課 推進担当 菊川

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 4 階

電話:011-211-3871、Fax:011-211-3873 E-mail: manabi@city.sapporo.jp